

ご存知ですか？ 茂原市消費生活センター

◆消費生活センターとは

市町村による消費者のための相談機関です。商品・サービスや契約など消費生活全般に関する苦情や問い合わせに専門の相談員がお答えします。相談は無料です。

また、消費者啓発や出前講座など、消費生活の安定と向上を図るための各種業務を行っています。

◆相談できる主な内容

- ① 契約や取引に関するトラブル
- ② 商品の使用による事故
商品を使用して事故が起こつたり、危ないと感じたときは、消費生活センターまでご連絡ください。
- ③ 多重債務（借金）の相談
- ④ 商品やサービスに疑問を感じたとき



◆相談に対する対応

相談内容に応じて、問題解決のための手助けをします。
※相談できる方は市内在住の方に限ります。



◆相談日

月曜日～金曜日

※祝日・年末年始を除く

◆受付時間

9時30分～16時まで
※12時～13時までを除く
お問い合わせは、

市消費生活センター（2階）
☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

消費者相談の事例から

インターネットを通じた 海外ショッピングでの トラブル



No. 160

海外業者が運営する日本語表示の通販サイトで、模倣品をめぐるトラブルが相次いでいます。ブランド品に対する値ごろ感や、正規品を用いた掲載写真に騙されて、購入してしまう例が後を絶ちません。

消費生活センターには

「代金先払いなのに商品が届かない」「偽物が届いた」「返品・交換したいが、業者と連絡が取れない」と言った相談が寄せられています。そのようなサイトをよくチェックすると、事業者の名前は書かれていても、住所や電話番号は書かれていません。特定商取引法では通販事業者に、事業者の名称や住所、電話番号の表示を義務づけており、海外業者が運営するサイトでも、適用対象となることもありま

す。サイトと消費者のやりとりは、基本的にはメールになり

トラブル

ますが、入金後は連絡が取れなくなるケースがほとんどです。消費生活センターからも連絡の取りようがありません。

消費者庁越境消費者センター

海外ショッピングでのトラブル相談窓口「消費者庁越境消費者センター」にも、模倣品サイトに関する相談が、数多く寄せられています。

しかし模倣品は商標権を侵害するものであるため、商品到着後に模倣品と気づいても、返品は難しいのです。



被害にあっても救済策はなく、返金もされず、ほとんどが

泣き寝入りせざるをえません。

まずは、消費者自身が自衛の意識を持つことが大切です。インターネットを使って海外ショッピングを利用する際は、以下のポイントに注意してください。

チェックポイント

- ① 正確な運営情報の記載
事業者の情報（氏名、住所、電話番号）をよく確認し、記載のないサイトの利用は控えましょう。
- ② 商品は模倣品でないか
一般に流通している価格より大幅に安く売っている場合、真正品であるか慎重に判断しましょう。
- ③ 日本語の表現が自然か
機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているサイトは要注意です。
- ④ クレジットカードが利用できるか
模倣品サイトでは、クレジットカードが利用できないケースが多くあります。銀行振込も一旦入金すると返金は極めて困難です。

お問い合わせは、
市消費生活センター（2階）
☎(20)1101、FAX(20)1600へ。